

構成資産を所管する地方公共団体の連絡先

所在地	構成資産名	担当課
北海道	函館市 史跡 <small>かまのしま</small> 垣ノ島遺跡 史跡 <small>おおふね</small> 大船遺跡	【史跡】 函館市教育委員会生涯学習部 文化財課 電話：0138-21-3563 【景観】 函館市都市建設部 まちづくり景観課 電話：0138-21-3388
	伊達市 史跡 <small>きたこがね</small> 北黄金貝塚	【史跡】 伊達市教育委員会 生涯学習課 電話：0142-82-3299 【景観】 伊達市建設部 都市住宅課 電話：0142-82-3294
	千歳市 史跡 <small>しゅうていぼく</small> キウス周堤墓群	【史跡】 千歳市教育委員会 埋蔵文化財センター 電話：0123-24-4210 【景観】 千歳市企画部 まちづくり推進課 電話：0123-24-0461
	洞爺湖町 史跡 <small>いりえ たかさご</small> 入江・高砂貝塚	【史跡】 洞爺湖町教育委員会 社会教育課 電話：0142-74-3010 【景観】 洞爺湖町経済部 建設課 電話：0142-74-3007
青森県	青森市 特別史跡 <small>さんないまるやま</small> 三内丸山遺跡 史跡 <small>こまきの</small> 小牧野遺跡	【史跡】 三内丸山遺跡センター 保存活用課 電話：017-782-9462 【景観】 青森市都市整備部 建築営繕課 電話：017-752-8964 【史跡】 青森市教育委員会事務局 文化遺産課 電話：017-718-1392 【景観】 青森市都市整備部 建築営繕課 電話：017-752-8964
	弘前市 史跡 <small>おおもりかつやま</small> 大森勝山遺跡	【史跡】 弘前市教育委員会 文化財課 電話：0172-82-1642 【景観】 弘前市都市整備部 都市計画課 電話：0172-34-3219
	八戸市 史跡 <small>これかや</small> 是川石器時代遺跡	【史跡】 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館 電話：0178-38-9511 【景観】 八戸市まちづくり文化スポーツ部 まちづくり推進課 電話：0178-43-9425
	つがる市 史跡 <small>たごやの</small> 田小屋野貝塚 史跡 <small>かめがおか</small> 亀ヶ岡石器時代遺跡	【史跡】 つがる市教育委員会 文化財課 電話：0173-49-1194 【景観】 つがる市建設部 建築住宅課 電話：0173-42-2648
	七戸町 史跡 <small>ふたつもり</small> 二ツ森貝塚	【史跡】 七戸町教育委員会 世界遺産対策室 電話：0176-58-5530 【景観】 七戸町 企画調整課 電話：0176-68-2940
	外ヶ浜町 史跡 <small>おおだいやまもと</small> 大平山元遺跡	【史跡】 外ヶ浜町教育委員会 社会教育課世界遺産対策室 電話：0174-31-1236 【景観】 外ヶ浜町 総務課 電話：0174-31-1111
	岩手県 一戸町 史跡 <small>ごしよの</small> 御所野遺跡	【史跡】 一戸町教育委員会 世界遺産課 電話：0195-33-2111 (内線552) 【景観】 一戸町建設部 地域整備課 電話：0195-33-2111
秋田県	鹿角市 特別史跡 <small>おおゆ</small> 大湯環状列石	【史跡】 大湯ストーンサークル館 電話：0186-37-3822 【景観】 鹿角市建設部 都市整備課 電話：0186-30-0261
	北秋田市 史跡 <small>いせどうたい</small> 伊勢堂岱遺跡	【史跡】 北秋田市教育委員会 生涯学習課 電話：0186-67-6771 【景観】 北秋田市建設部 都市計画課 電話：0186-72-5246



世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画 概要版

Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan Comprehensive Preservation and Management Plan

縄文遺跡群世界遺産本部
北海道、青森県、岩手県、秋田県
函館市・千歳市・伊達市・森町・洞爺湖町・青森市・弘前市・八戸市
つがる市・外ヶ浜町・七戸町・一戸町・鹿角市・北秋田市



世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画 概要版

編集・発行 縄文遺跡群世界遺産本部

【事務局】〒038-0031 青森市三内丸山305

三内丸山遺跡センター世界文化遺産課内

電話：017-782-9463 FAX：017-781-6103

公式ホームページ：<https://jomon-japan.jp>



世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群



世界遺産とは？

世界遺産は、人類全体のための遺産として守り、未来へ伝えていかなければならない、とても大切な文化財や自然です。世界中の人々が、お互い文化や自然を理解し合い、尊重することによって、世界の平和が実現することが期待されています。

2021年7月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」(正式名称:Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan)は、日本初の先史時代の文化遺産として世界遺産一覧表に記載されました。

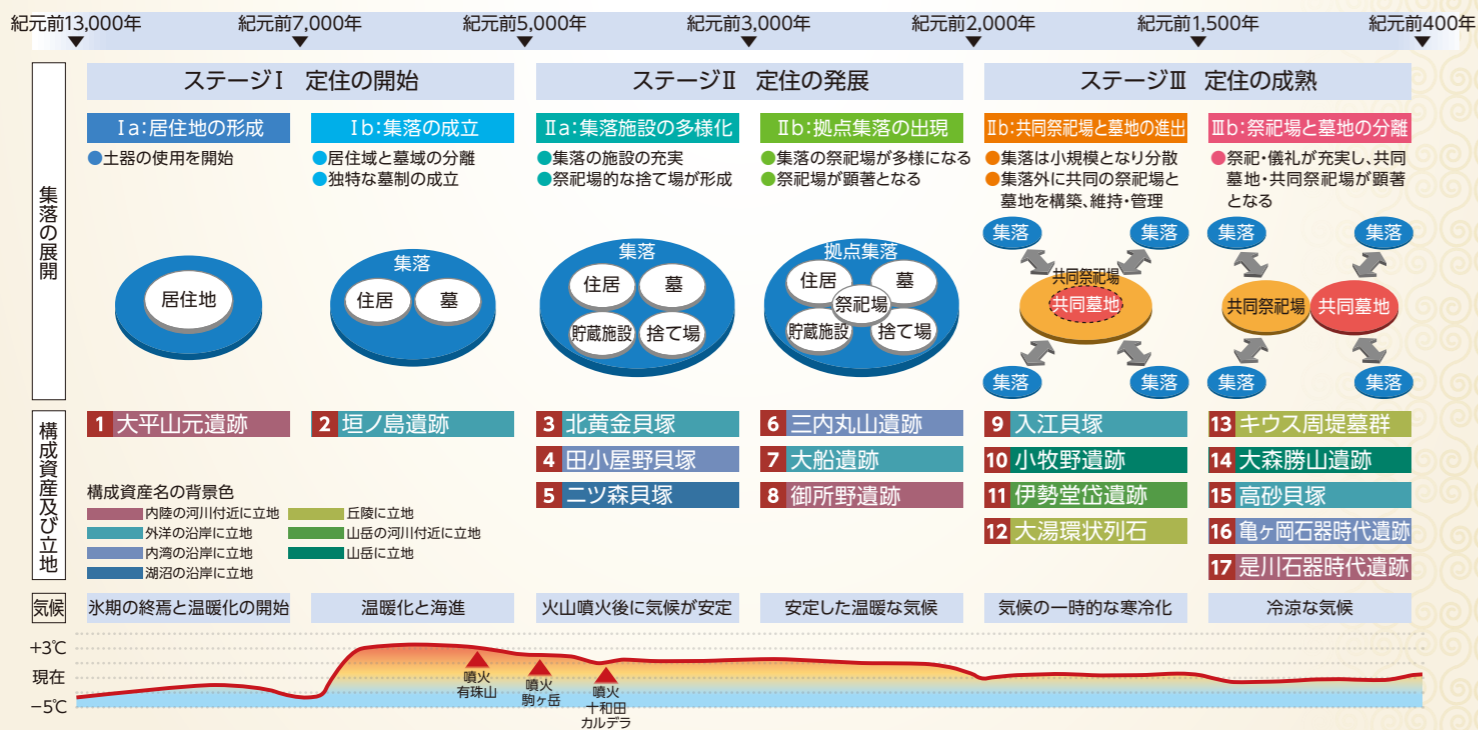
北海道・北東北の縄文遺跡群の価値

「北海道・北東北の縄文遺跡群」(以下、「縄文遺跡群」という。)は、北海道・青森県・岩手県・秋田県にある17の縄文時代の遺跡から構成されています。

縄文遺跡群は、紀元前13,000年頃から紀元前400年頃にかけて、北東アジアで発展した採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の開始、発展、成熟の過程を示し、農耕社会以前の先史時代の人々の生活と精神文化を伝える文化遺産です。

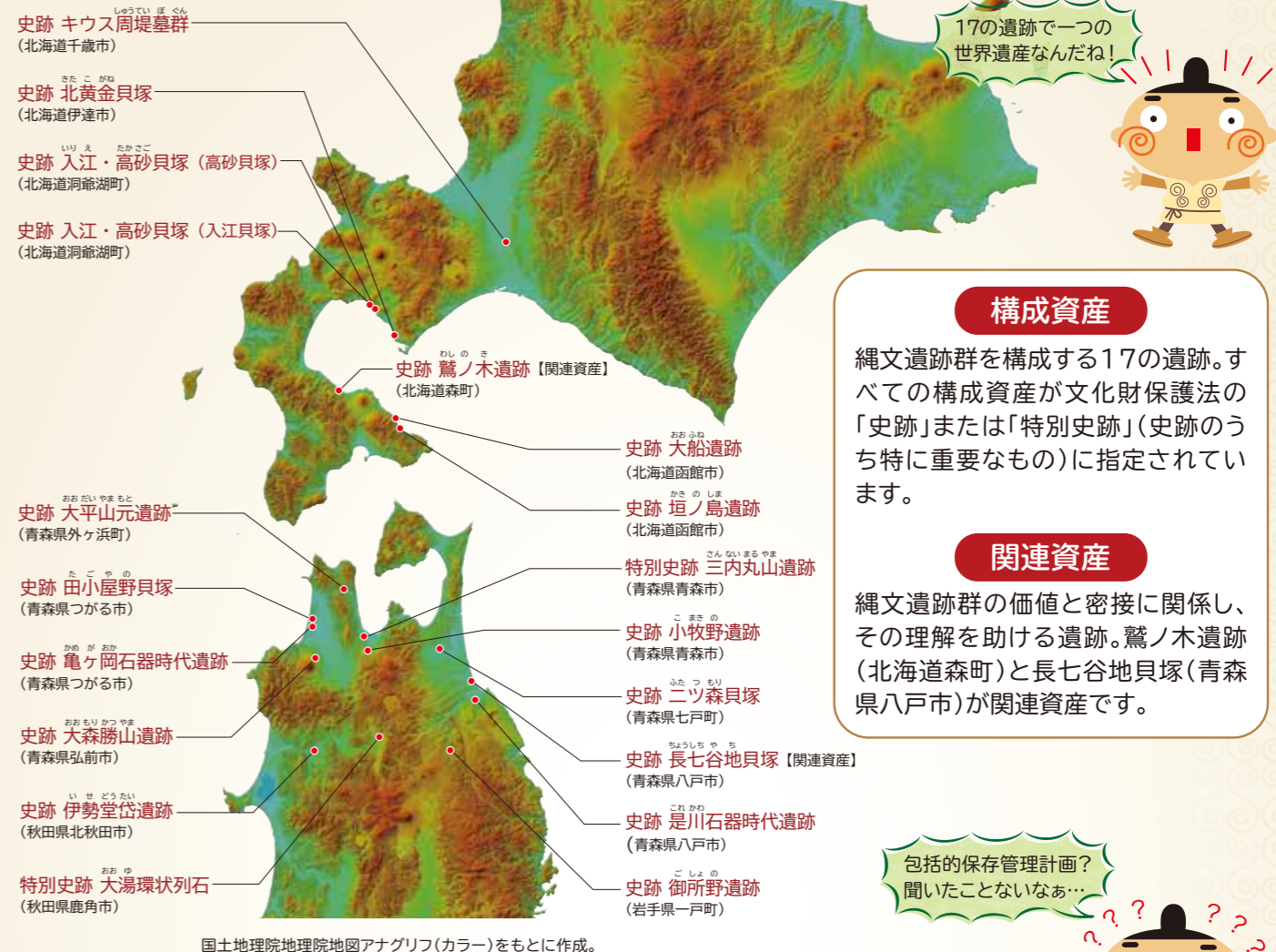
世界遺産として認められた価値

- 採集・漁労・狩猟を基盤とした定住が1万年以上もの長期間継続したこと。
- 墓や環状列石、土偶などから、精緻で複雑な精神文化を伝えること。
- 定住の始まりから発展、成熟に至るまでのムラの様子や土地利用を示すこと。
- 食料を安定的に確保するため、多様な地形にムラが営まれ、その環境に合わせて技術や道具が発達したこと。



集落展開及び精神文化に関する6つのステージ

17の構成資産は、遺跡の構造や立地環境により、定住の開始・発展・成熟のステージに位置づけられ、縄文遺跡群の価値を支えています。このように複数の構成資産が関連付けられ、それら全体として価値を示す世界遺産は「連続性のある資産(シリアル・プロパティ)」と呼ばれています。



構成資産

縄文遺跡群を構成する17の遺跡。すべての構成資産が文化財保護法の「史跡」または「特別史跡」(史跡のうち特に重要なもの)に指定されています。

関連資産

縄文遺跡群の価値と密接に関係し、その理解を助ける遺跡。鷲ノ木遺跡(北海道森町)と長七谷地貝塚(青森県八戸市)が関連資産です。

包括的保存管理計画？
聞いたことないなあ...

包括的保存管理計画とは？

包括的保存管理計画は、世界遺産を守り、未来へ伝えていくための基本となる計画です。

世界遺産として認めてもらうためには、とても厳しいルールがあります。その遺産に価値があるだけでなく、その遺産をしっかりと守り、未来へ伝えるための仕組みが整っていることなど、いくつかの条件があります。

北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体では、17の構成資産を一つの世界遺産として守り、未来へ伝えていくための計画を作り、それに基づいて縄文遺跡群を守ることになっています。その計画が、包括的保存管理計画です。

世界遺産委員会の指摘事項

世界遺産一覧表への記載が決議された際、世界遺産委員会は、縄文遺跡群の保存管理をより良いものにするため、右に示した事項について検討するよう勧告しました。関係地方公共団体では、これらの課題解決に向けて、対応していくこととしています。

注1) 構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、もしくはその両方に影響を与えている風力発電施設、鉄塔、道路、建築物等の現代の工作物。

勧告事項

- 現状で民間所有となっている構成資産範囲の公有化を進めること。
- 不適切な工作物^{注1)}の撤去または影響の低減を図ること。
- 考古学的記録及び出土遺物に関する情報を拡充すること。
- 資産の保存・管理に関わっていない関係者の参画を促すこと。

基本方針



方針1

資産の適切な保存・管理

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を守り伝えていくため、包括的保存管理計画に基づき、資産の適切な保存・管理を実施する。

方針2

緩衝地帯の保全

各構成資産の周辺に適切な範囲の緩衝地帯を設定し、顕著な普遍的価値を伝達する各属性に負の影響を及ぼさないよう、構成資産と一体的に保全する。

方針3

公開・活用の推進

来訪者の顕著な普遍的価値の理解を促進するため、解説板、ガイダンスなどの施設及び受入体制の整備・充実を図る。

方針4

体制の整備と運営

構成資産及び緩衝地帯を適切に保護・保全するため、関係行政機関の連携・協働による管理を行う。

方針5

経過観察の実施

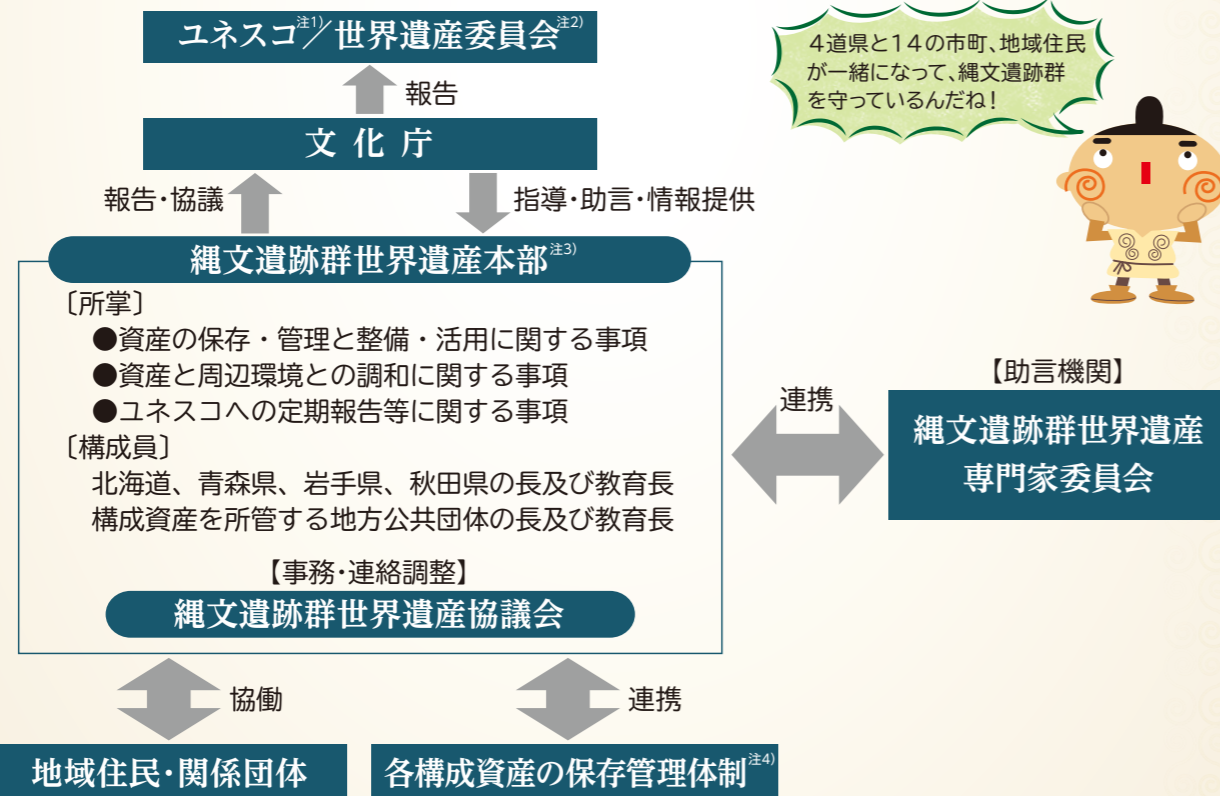
縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を守るため、観察指標を設定し、構成資産及び緩衝地帯の継続的な経過観察（モニタリング）を行う。

方針6

地域社会との連携・協働

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を確実に次世代に継承するため、学校、地域住民、民間団体等と連携・協働しながら、保存・活用を行う。

縄文遺跡群を守り、伝えるための体制



注1) 教育科学文化機関(United Nations Educational Scientific and Cultural Organization)。教育、科学、文化の協働と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関。

注2) 文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)に基づきユネスコに設置された委員会。条約締約国から選出された21か国から構成されています。

注3) 縄文遺跡群世界遺産本部は、北海道、青森県、岩手県、秋田県並びに構成資産及び関連資産を所管する14の地方公共団体(函館市、伊達市、千歳市、森町、洞爺湖町、青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市)によって構成されています。

注4) 各構成資産を所管する地方公共団体の関係機関、地域住民、遺跡活用団体等で構成されています。

資産の保存・管理

世界遺産に登録された地域を「**資産**」と呼んでいます。

縄文遺跡群を構成する17の遺跡は、文化財保護法によって**史跡**または**特別史跡**として保護されています。その範囲では、現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という。)が厳しく制限されています。

構成資産を所管する地方公共団体は、各構成資産の保存・管理の責任を負うとともに、個別の保存管理計画を作成し、現状変更等の取扱方針や基準を定めています。

また、地方公共団体が資産範囲の土地を買い上げる公有化も進め、万全の保護を講じています。

縄文遺跡群を守るために
厳しいルールが定められて
いるんだね!



遺構の保存管理と露出展示

縄文遺跡群の価値を伝える竪穴建物や墓、貝塚などの多くは、脆弱で劣化しやすいため、地下に埋蔵された状態で保存・管理されています。

環状列石のように一部の遺構は、露出して保存・公開しています。その場合は、劣化を防止・抑制するために科学的な保存処理を行い、露出遺構の状態、酸性雨や雪害・凍害等による異常の有無について、日常的に監視・観察しています。



環状列石の露出展示(小牧野遺跡)

緩衝地帯の保全

資産を効果的に保護するため、その周囲に設けられた地域を「**緩衝地帯**」と呼んでいます。縄文遺跡群では、以下の方針に基づき、構成資産ごとに緩衝地帯を定めています。

- 1 構成資産周辺の地理的・自然的環境(地形、水源、水脈等)の保全
- 2 構成資産の内外の視点場からみた眺望の保全
- 3 構成資産と調和した景観の保全

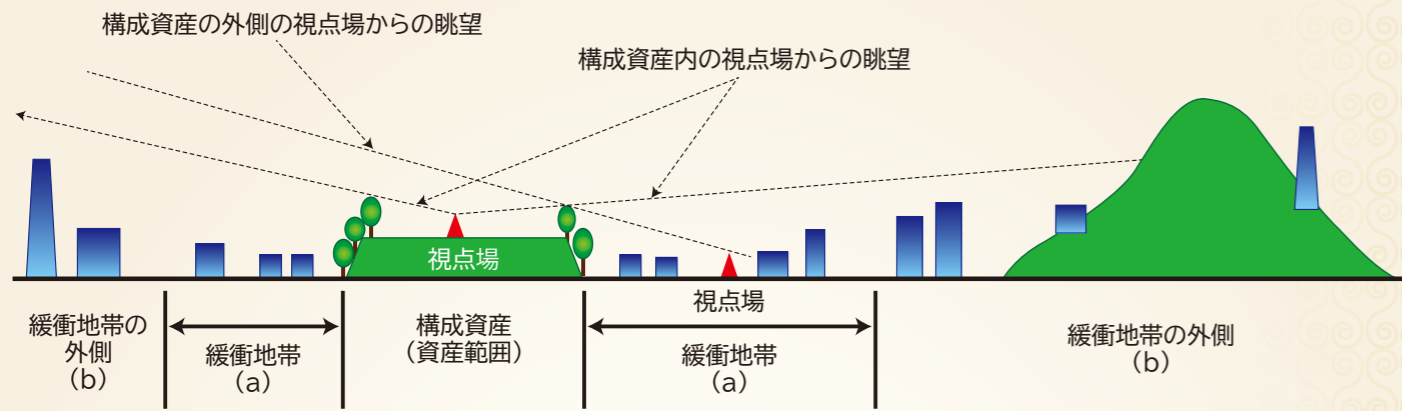
緩衝地帯では、景観法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、河川法、道路法等の法律やこれらに基づく条例、計画等を適切に運用することによって保全しています。これらの法律の中で、基本となるのが景観法です。

構成資産が所在する市町では、景観法に基づく**景観計画**をつくり、緩衝地帯を「**景観重点区域**」に指定して重点的に景観を保全しています。その計画では、建築物や工作物の規模や形態・色彩、土地の形質変更等を制限するなど、きめ細やかな**景観形成基準**を定めています。

また、届出の対象となる行為を行う際には、事前に相談・協議する**事前協議**を義務づけるなど、縄文遺跡と調和した景観づくりが行われています。

遺跡だけでなく、まわりの
環境や景観も守らない
といけないんだね!





- a) 構成資産の内外の視点場からみた眺望を保全し、構成資産と調和した景観形成を図る。
(建築物等の高さ、形態・意匠の規制)
- b) 構成資産の内外の視点場からみた眺望を保全する。
(建築物等の高さの規制)

構成資産周辺の景観保全

各構成資産では、縄文遺跡群の価値や内容を理解するのに必要な地点を視点場としています。そこから遺跡全景を見た際、その奥に現代的な工作物が見えないよう、あるいは突出した印象を与えないように、建築物や工作物等の位置や規模等をコントロールしています。

遺産影響評価の実施

近年、世界遺産委員会は、世界遺産に登録された資産の範囲、緩衝地帯及びその周辺で開発事業が計画された際、その事業が資産にどのような影響を与えるかを評価する「**遺産影響評価(HIA: Heritage Impact Assessment)**」を実施するよう求めています。

関係地方公共団体では、開発事業の計画段階にその事業者と協議・調整等を行い、縄文遺跡群の価値に負の影響を及ぼさないよう、または影響を最小限にするための方法を導き出し、資産の保全と事業実施に向けた合意形成を図ることとしています。

資産の価値に影響する可能性のある大規模な工事等を実施する場合は、できるだけ早い段階に世界遺産委員会に報告するよう要請されています。



世界遺産条約履行のための作業指針^{注)}

第172段落

世界遺産委員会は、条約の下に保護されている地域において、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な修復又は新規工事を実施する場合若しくは許可しようとする場合は、条約締約国に事務局を通じて委員会に通知するように要請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で(例えば、具体的な事業の基本(計画、設計)書を起草する前に)、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。

注) 世界遺産を適切に保護・保全するためのルールや手続きなどについて、世界遺産委員会が定めたもの。

世界遺産の保全と開発事業のバランスが大切なんだね!



構成資産、緩衝地帯及びその周辺において建築物や工作物の設置、開発事業等を計画している場合は、関係機関(裏表紙参照)にご相談ください。

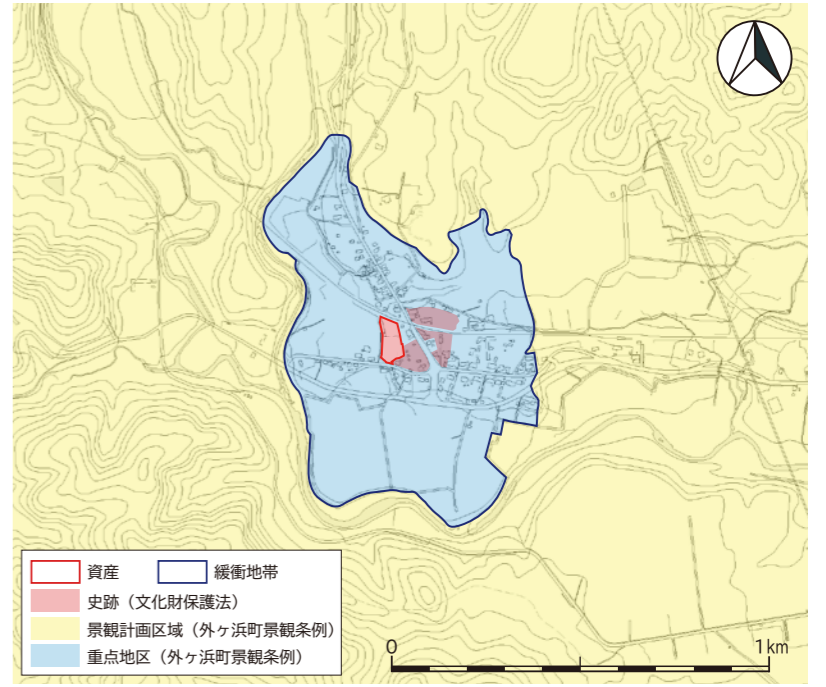
資産及び緩衝地帯に適用されている法令等

法令・制度等	対象となる区域等	許可・届出等の別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
			大平山元遺跡	垣ノ島遺跡	北黄金貝塚	田小屋野貝塚	二ツ森貝塚	三内丸山遺跡	大船遺跡	御所野遺跡	入江貝塚	小牧野遺跡	伊勢堂岱遺跡	大湯環状列石	キウス周堤墓群	大森勝山遺跡	高砂貝塚	亀ヶ岡石器時代遺跡	是川石器時代遺跡	
文化財保護法	史跡・特別史跡	許可	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出通知	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
景観法	景観計画区域	届出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
函館市都市景観条例	縄文遺跡群 都市景観形成地域			●					●											
伊達市景観条例	特定景観区域				●															
千歳市景観条例	景観重点区域												●							
洞爺湖町景観条例	入江・高砂貝塚 景観形成重点区域										●						●			
青森市景観条例	景観形成重点地区						●					●								
弘前市景観条例	景観形成重点地区、 眺望景観保全地区、 大切にしたい場所															●				
八戸市景観条例	是川景観重点地区																		●	
つがる市景観条例	特定景観地域				●														●	
外ヶ浜町景観条例	重点地区		●																	
七戸町景観条例	景観形成重点区域						●													
一戸町景観条例	特定景観地域										●									
鹿角市景観条例	大湯環状列石重点 地域												●							
北秋田市景観条例	景観形成重点地区												●							
都市計画法	市街化調整区域		許可		●								●		●				●	
	市街化区域								●											
	区域区分が 定められていない 都市計画区域											●		●				●		
	用途地域	第一種低層住居 専用地域								●										
		第二種中高層住 居専用地域										●						●		
		第一種住居地域										●						●		
		第二種住居地域								●										
準住居地域										●						●				
準工業地域							●													
用途地域の指定 のない区域									●			●	●							
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	許可		●																
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域、 土砂災害 特別警戒区域	許可	●						●	●						●				

法令・制度等	対象となる区域等	許可・届出等の別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			大平山元遺跡	垣ノ島遺跡	北黄金貝塚	田小屋野貝塚	二ツ森貝塚	三内丸山遺跡	大船遺跡	御所野遺跡	入江貝塚	小牧野遺跡	伊勢堂岱遺跡	大湯環状列石	キウス周堤墓群	大森勝山遺跡	高砂貝塚	亀ヶ岡石器時代遺跡	是川石器時代遺跡
青森県都市公園条例	都市公園	許可						●											
砂利採取法	採取計画の認可	許可	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
森林法	地域森林計画対象民有林	許可届出	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●				●	●
	保安林(国有林、民有林)	許可届出				●				●		●	●					●	
河川法	河川区域	許可						●	●	●		●	●	●					
	河川保全区域	許可										●							●
千歳市普通河川条例	普通河川	許可												●					
洞爺湖町普通河川管理条例	普通河川	許可									●						●		
弘前市法定外公共物管理条例	普通河川	許可													●				
函館市普通河川管理条例	河川区域	許可		●					●										
砂防法	砂防指定地	許可											●						
農地法	農地	許可	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域(農用地区域)	許可	●		●		●			●		●	●	●	●				●
	農業振興地域(農用地区域外)	-			●	●		●			●	●		●	●			●	
道路法	道路区域	許可	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●
墓地、埋葬等に関する法律	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設	許可								●									●
八戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設	許可																	●
函館市墓地条例	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設	許可		●					●										
漁港漁場整備法	漁港	許可		●															
北海道自然環境等保全条例	道全域(適用除外の区域を除く)	許可		●	●				●		●			●			●		
鹿角市環境保全条例	環境保全区域	届出											●						
伊達市史跡公園条例	史跡北黄金貝塚公園	許可			●														
つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例	亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚	-				●												●	
青森市小牧野遺跡の保護に関する条例	小牧野遺跡、重要な保護区域	-										●							
七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例	二ツ森貝塚史跡公園	許可					●												

1 おおだいやまもと 史跡 大平山元遺跡 紀元前13,000年頃

移動生活から定住生活へと変化したことを示す縄文時代の始まりを示す遺跡。旧石器時代の特徴をもつ石器群とともに、土器と石鏃が出土しました。土器は、15,000年以上前のもので、現在のところ北東アジア最古のものです。



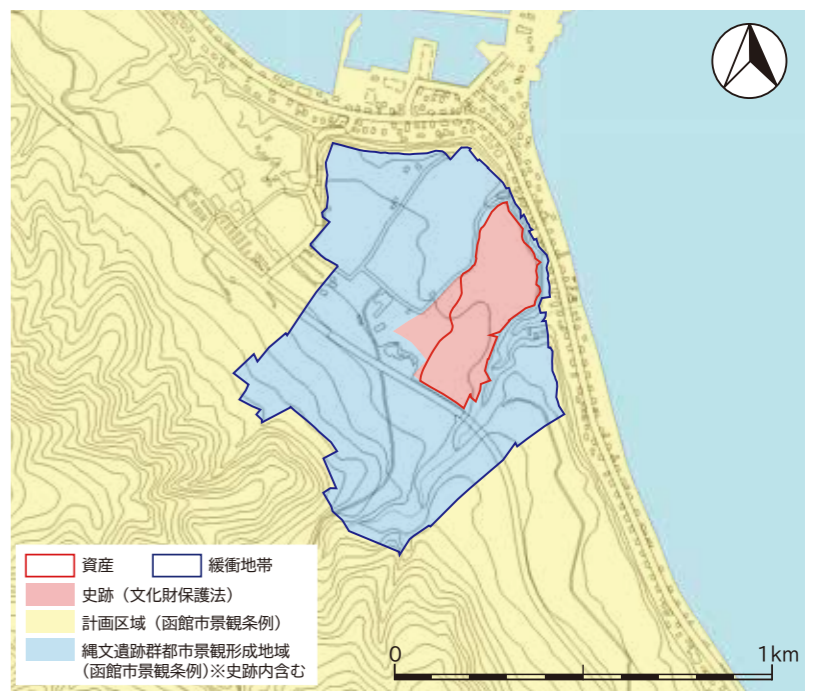
所在地/青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元種別/史跡(2013年指定)
資産面積/0.7ha
所有者/外ヶ浜町、個人
管理者/外ヶ浜町

緩衝地帯面積/49.1ha
緩衝地帯の法規制/文化財保護法、外ヶ浜町景観条例(重点地区)、砂利採取法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法



2 かきのしま 史跡 垣ノ島遺跡 紀元前5,000年頃

太平洋をのぞむ段丘上に立地する集落跡。日常生活の空間(居住域)と墓場が分離したことを示す遺跡です。墓からは、この地域に特徴的な幼児の足形を押し付けた粘土版が副葬される例があるなど、当時の葬制や精神性を伝えます。



所在地/北海道函館市白尻町種別/史跡(2011年指定)
資産面積/7.6ha
所有者/函館市
管理者/函館市

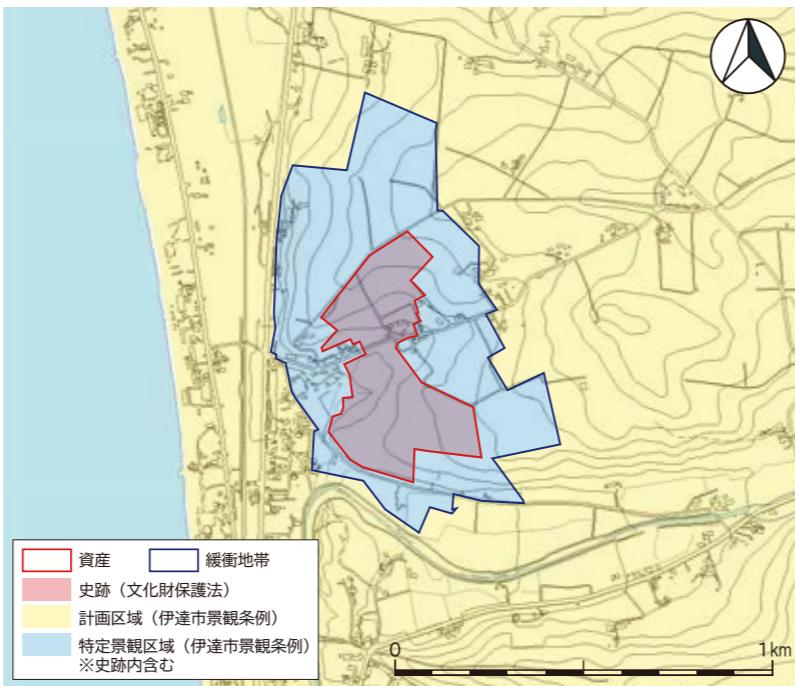
緩衝地帯面積/53.5ha
緩衝地帯の法規制/文化財保護法、函館市都市景観条例(縄文遺跡群都市景観形成地域)、急傾斜地法、土砂災害防止法、砂利採取法、森林法、函館市普通河川管理条例、道路法、函館市墓地条例、漁港漁場整備法、北海道自然環境等保全条例



3 史跡 北黄金貝塚

きた ことがね
紀元前5,000年頃～紀元前3,500年頃

内浦湾をのぞむ丘陵上に立地する貝塚を伴う集落跡。貝塚からは、貝殻・魚骨・海獣骨、動物の骨や角でつくられた道具が多数見つかり、環境変化に適応した漁労を中心とした生業を示す遺跡です。



所在地／北海道伊達市北黄金町
種別／史跡(1987年指定)
資産面積／14.4ha
所有者／伊達市
管理者／伊達市

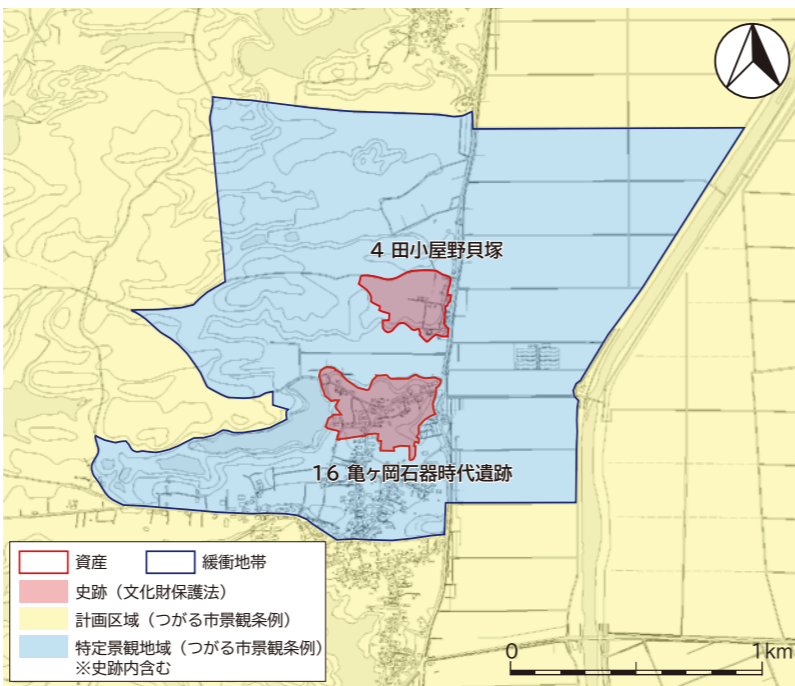
緩衝地帯面積／32.0ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、伊達市景観条例(特定景観区域)、都市計画法、砂利採取法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法、北海道自然環境等保全条例



4 史跡 田小屋野貝塚

たごやの
紀元前4,000年頃～紀元前3,000年頃

海進期に形成された古十三湖に面した貝塚を伴う集落跡。貝塚からはヤマトシジミを主体に、クジラ・イルカの骨を加工した骨角器、バンケイガイ製貝輪の未製品も多数出土し、内湾地域における生業の様子を伝える遺跡です。



所在地／青森県つがる市木造館岡田小屋野
種別／史跡(1944年指定)
資産面積／6.3ha
所有者／つがる市、個人
管理者／つがる市

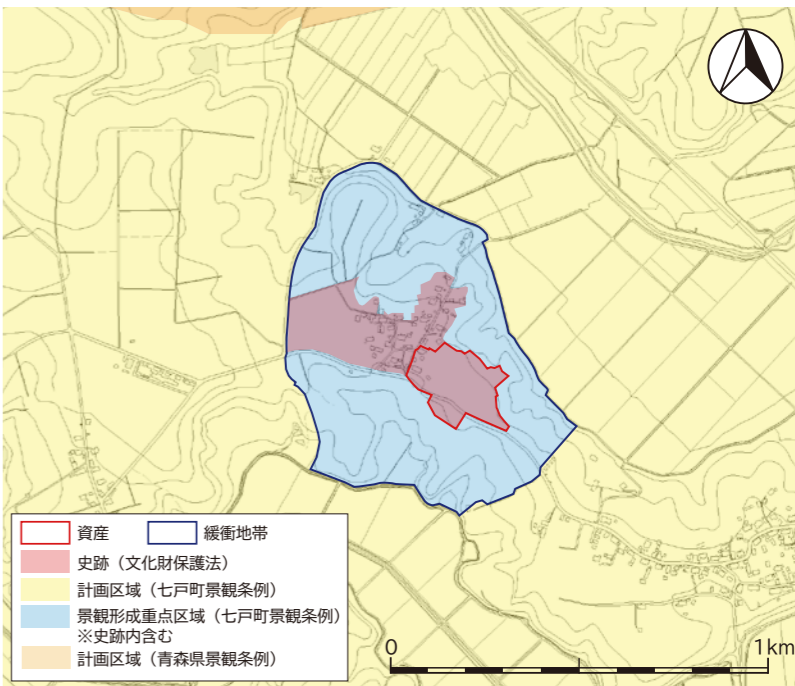
緩衝地帯面積／261.5ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、つがる市景観条例(特定景観地域)、砂利採取法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法



5 史跡 二ツ森貝塚

ふたつもり
紀元前3,500年頃～紀元前3,000年頃

太平洋に続く小川原湖に面した段丘上に立地する大規模な貝塚を伴う集落跡。貝塚の下層に海水性、上層に汽水性の貝殻が堆積することが確認され、海進・海退による環境変化に適応した人々の暮らしを伝える遺跡です。



所在地／青森県七戸町貝塚家ノ前
種別／史跡(1998年指定)
資産面積／4.3ha
所有者／七戸町
管理者／七戸町

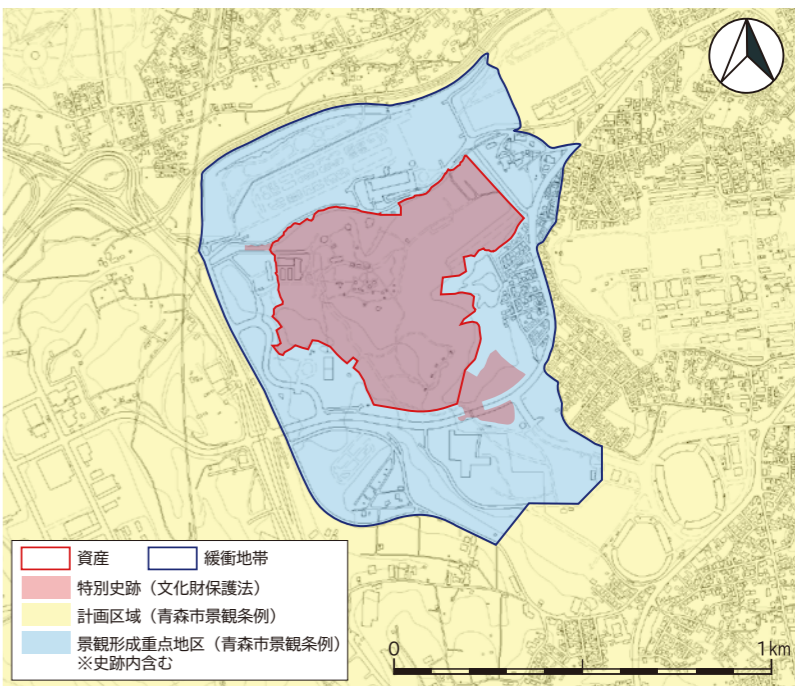
緩衝地帯面積／41.9ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、七戸町景観条例(景観形成重点区域)、砂利採取法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法



6 特別史跡 三内丸山遺跡

さんないまるやま
紀元前3,000年頃～紀元前2,200年頃

竪穴建物や掘立柱建物、墓、貯蔵穴、盛土、捨て場など多様な施設からなる大規模な拠点集落。膨大な土器や石器をはじめ、日本最多の2000点を超える土偶、動植物遺体などが出土し、当時の生業や祭祀・儀礼を具体的に伝える遺跡です。



所在地／青森県青森市三内丸山
種別／特別史跡(2000年指定)
資産面積／23.5ha
所有者／国、青森県、青森市
管理者／青森県

緩衝地帯面積／69.7ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、青森市景観条例(景観形成重点地区)、都市計画法、青森県都市公園条例、砂利採取法、河川法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法

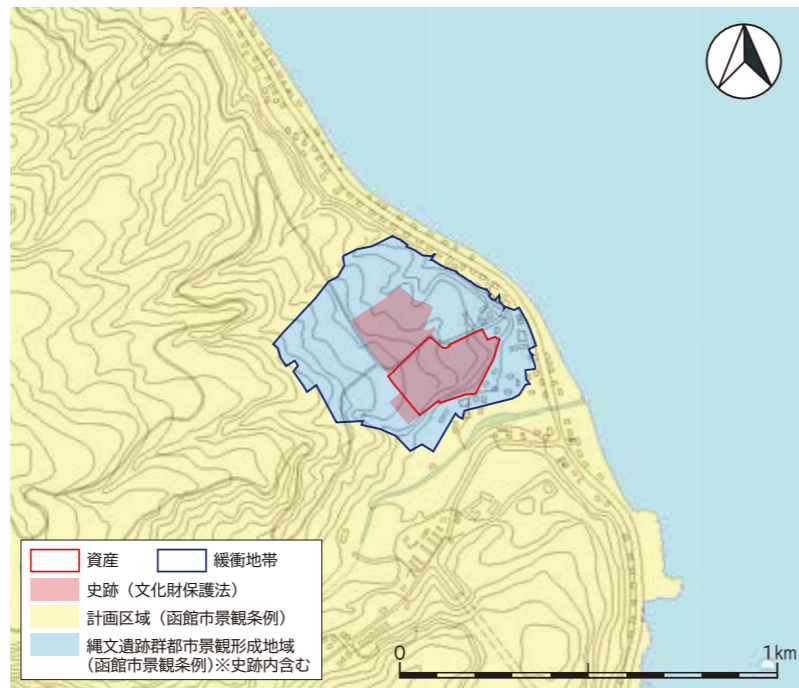


7 史跡 大船遺跡

おおふね

紀元前2,500年頃～紀元前2,000年頃

太平洋をのぞむ段丘上に立地する拠点集落。まつりの場である大規模な盛土には、大量の土器・石器などが積み重ねられ、祭祀・儀礼が継続して行われていたことを示す遺跡です。



所在地／北海道函館市大船町
種別／史跡(2001年指定)
資産面積／3.5ha
所有者／函館市
管理者／函館市

緩衝地帯面積／18.3ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、函館市都市景観条例(縄文遺跡群都市景観形成地域)、土砂災害防止法、砂利採取法、森林法、河川法、函館市普通河川管理条例、道路法、函館市墓地条例、北海道自然環境等保全条例

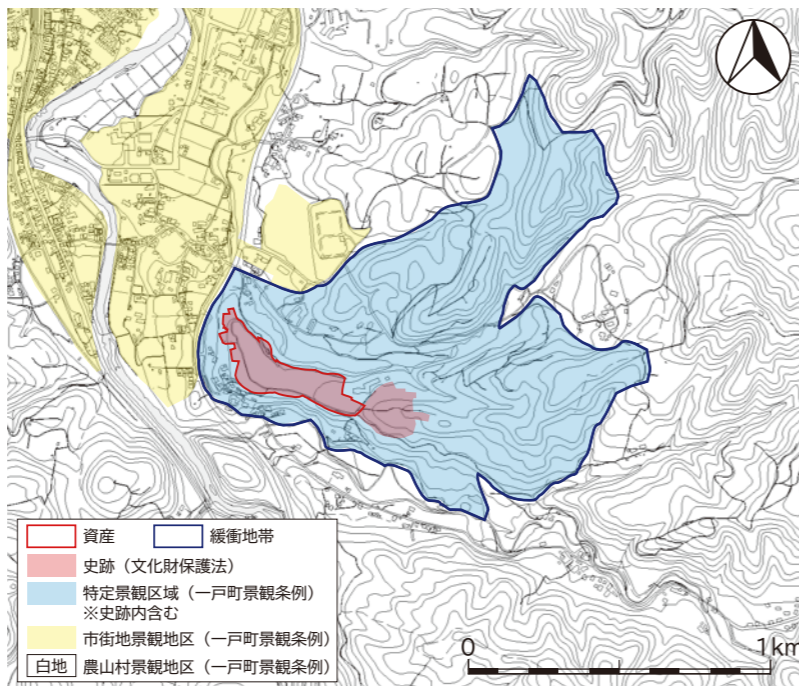


8 史跡 御所野遺跡

ごしよの

紀元前2,500年頃～紀元前2,000年頃

馬淵川沿いの段丘上に立地する拠点集落。台地中央に墓や祭祀場である盛土があり、その周囲に居住域が広がる。遺跡からは土器や石器、土偶、動物骨、堅果類などが出土し、河川流域における生業と精神文化を伝える遺跡です。



所在地／岩手県二戸郡一戸町岩館、御所野
種別／史跡(1993年指定)
資産面積／5.5ha
所有者／一戸町
管理者／一戸町

緩衝地帯面積／65.5ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、一戸町景観条例(特定景観地域)、土砂災害防止法、砂利採取法、森林法、河川法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法、墓地埋葬法

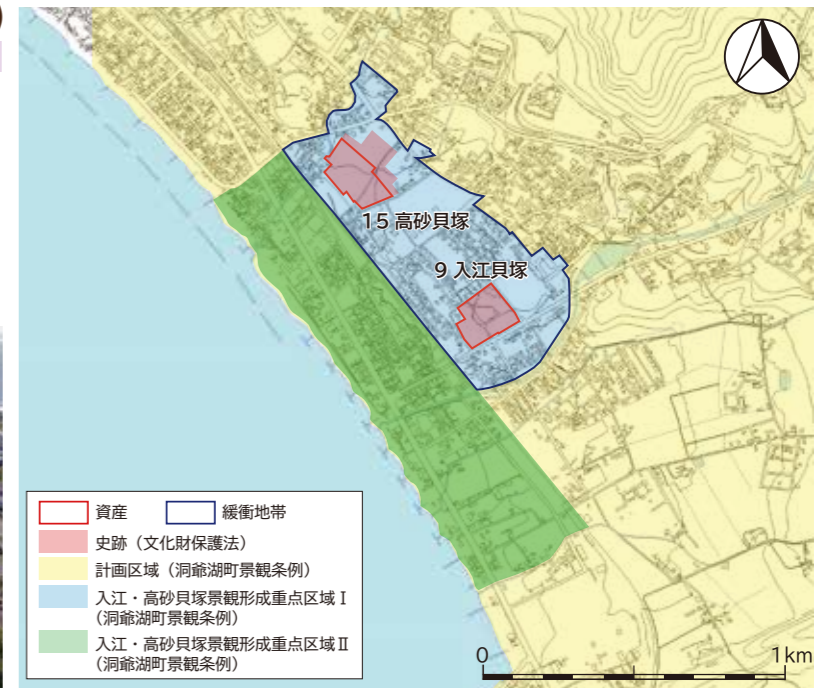


9 史跡 入江・高砂貝塚(入江貝塚)

いりえ たかさご

紀元前1,800年頃

内浦湾を望む段丘上にある集落跡。集落には竪穴建物や墓、貝塚があり、共同の祭祀場や墓地を支えた集落跡の典型です。墓からは筋骨縮症に罹患した成人人骨も確認され、周囲の手厚い介護を受けながら生きながらえたことを伝えます。



所在地／北海道虻田郡洞爺湖町入江
種別／史跡(1988年指定)
資産面積／2.4ha
所有者／洞爺湖町
管理者／洞爺湖町

緩衝地帯面積／34.0ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、洞爺湖町景観条例(入江・高砂貝塚景観形成重点区域I)、都市計画法、砂利採取法、洞爺湖町普通河川管理条例、農地法、道路法、北海道自然環境等保全条例

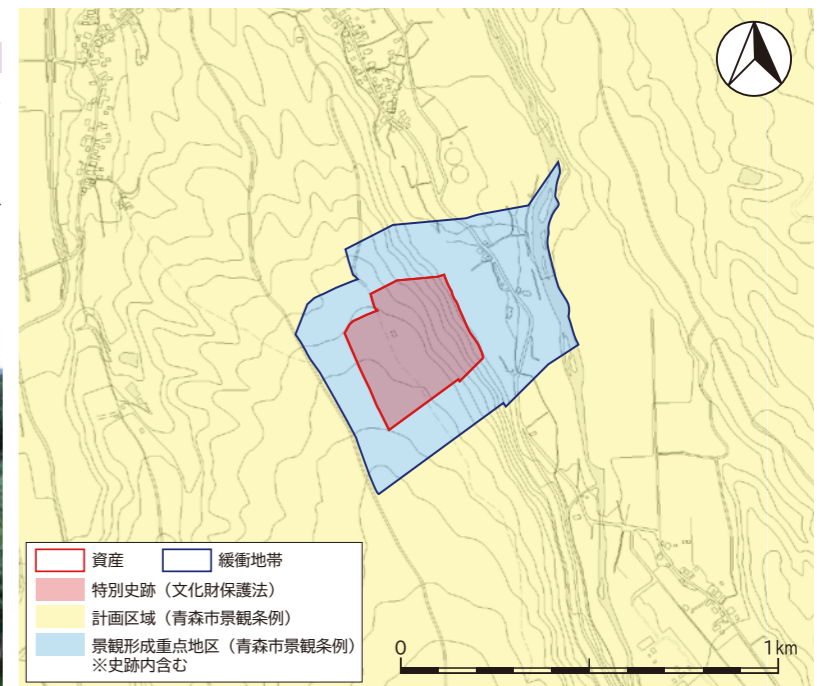


10 史跡 小牧野遺跡

こまきの

紀元前2,000年頃

八甲田山西麓に広がる台地上に立地する環状列石を主体とする祭祀遺跡。川原石を円形に並べた環状列石は、直径55mとなります。土偶やミニチュア土器、三角形岩版などの祭祀遺物が多数出土しています。



所在地／青森県青森市野沢字小牧野
種別／史跡(1995年指定)
資産面積／8.8ha
所有者／青森市、個人
管理者／青森市

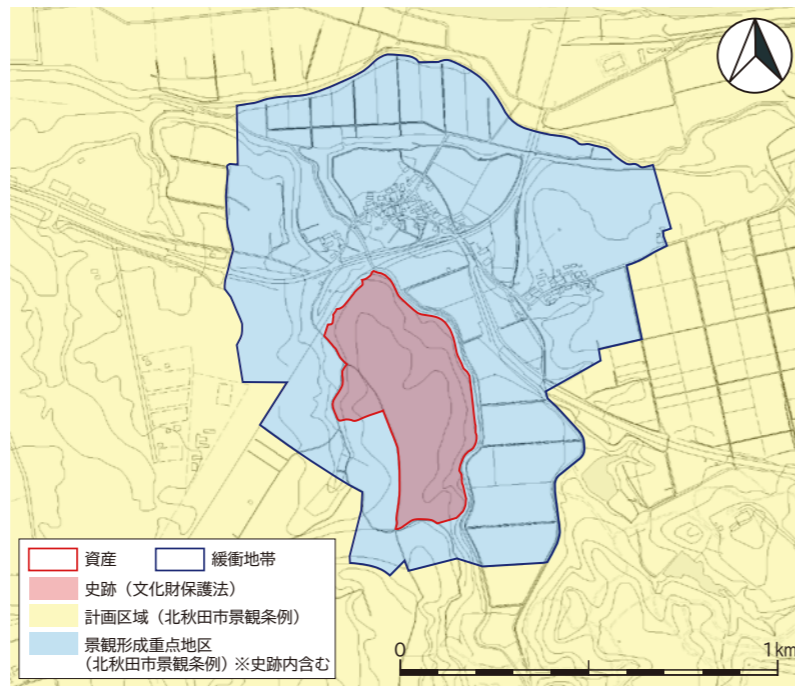
緩衝地帯面積／26.9ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、青森市景観条例(景観形成重点地区)、都市計画法、砂利採取法、森林法、河川法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法



11 史跡 伊勢堂岱遺跡

紀元前2,000年頃～紀元前1,700年頃

米代川近くの段丘上に立地する環状列石を主体とする祭祀遺跡。見晴らしのよい段丘北西端に4つの環状列石が隣接して配置され、それらの周囲から土偶、動物形土製品、鐸形土製品など祭祀遺物が数多く出土しています。



所在地／秋田県北秋田市脇神字伊勢堂岱
種別／史跡(2001年指定)
資産面積／15.6ha
所有者／北秋田市
管理者／北秋田市

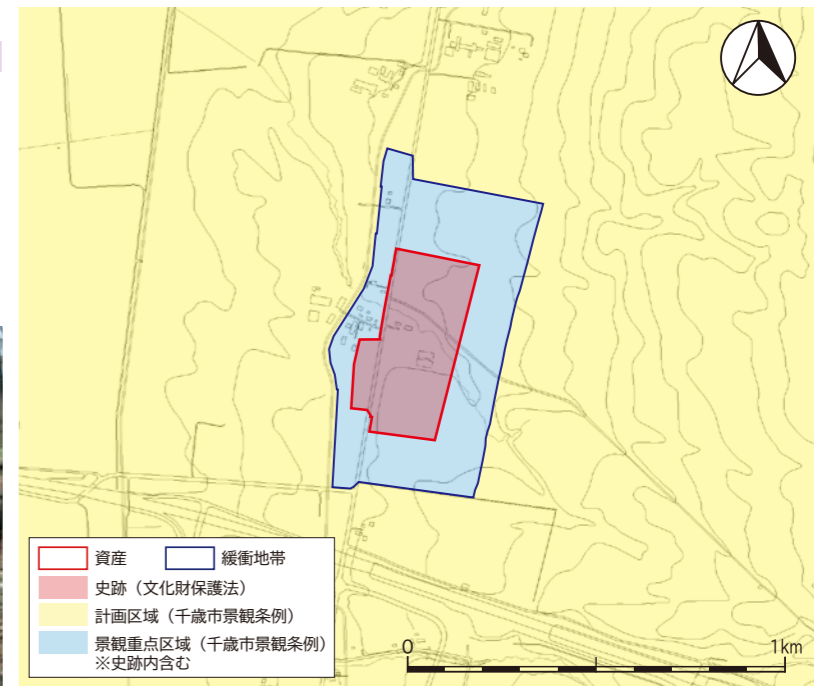
緩衝地帯面積／108.8ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、北秋田市景観条例(景観形成重点地区)、都市計画法、砂利採取法、森林法、河川法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法



13 史跡 キウス周堤墓群

紀元前1,200年頃

石狩低地帯をのぞむ緩やかな斜面に立地する高い土手を伴う大規模な共同墓地。周堤墓は、円形の竖穴を掘ってその外側に周堤を造り、内側に複数の墓を配置しています。独特な墓制であり、当時の高い精神性を示す遺跡です。



所在地／北海道千歳市中央
種別／史跡(1979年指定)
資産面積／10.9ha
所有者／国、北海道、千歳市、個人
管理者／千歳市

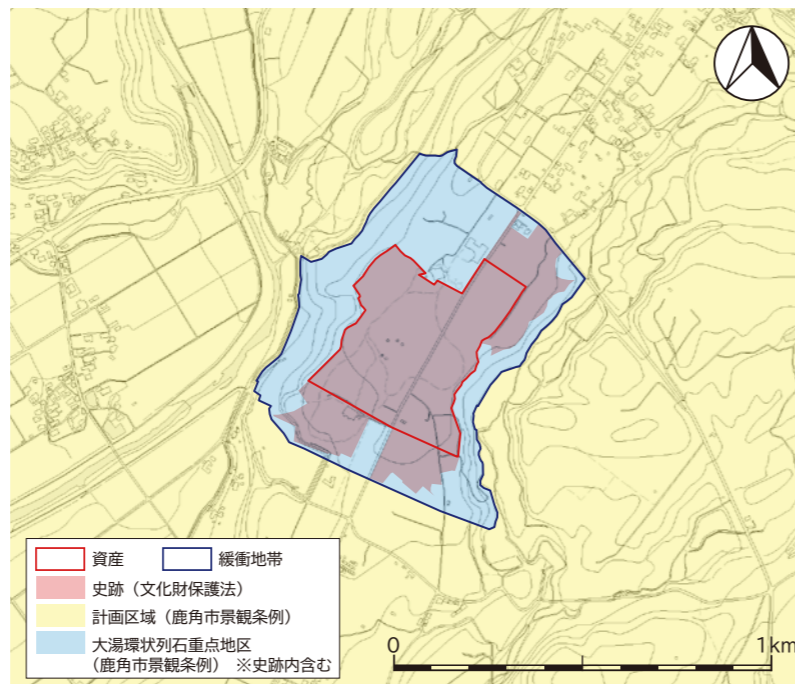
緩衝地帯面積／22.9ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、千歳市景観条例(景観重点区域)、都市計画法、砂利採取法、森林法、千歳市普通河川条例、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法、北海道自然環境等保全条例



12 特別史跡 大湯環状列石

紀元前2,000年頃～紀元前1,500年頃

大湯川沿いの段丘上に立地する環状列石を主体とする祭祀遺跡。万座と野中堂の2つの環状列石があり、川原石を組み合わせた配石遺構によって二重の円環が形成されています。周囲からは祭祀遺物が数多く出土しています。



所在地／秋田県鹿角市十和田字万座、野中堂
種別／特別史跡(1956年指定)
資産面積／15.7ha
所有者／国、秋田県、鹿角市
管理者／鹿角市

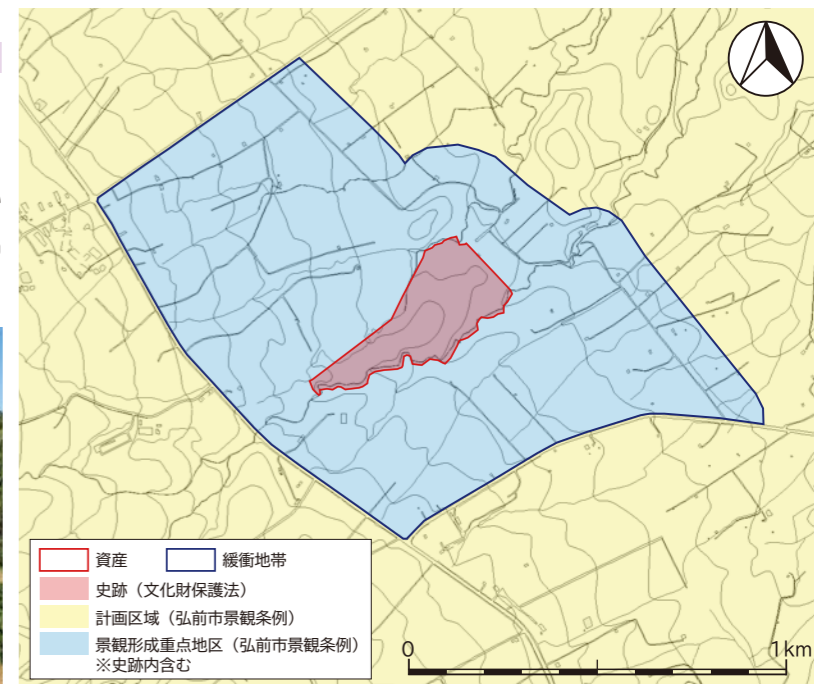
緩衝地帯面積／37.0ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、鹿角市景観条例(大湯環状列石重点地域)、都市計画法、砂利採取法、森林法、河川法、砂防法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法、鹿角市環境保全条例



14 史跡 大森勝山遺跡

紀元前1,000年頃

岩木山麓の丘陵上に立地する大規模な環状列石を伴う祭祀遺跡。環状列石は、盛土した円丘の縁辺部に77基の組石を配置して円環を築いています。環状列石及びその周辺からは円盤状石製品が数多く出土しています。



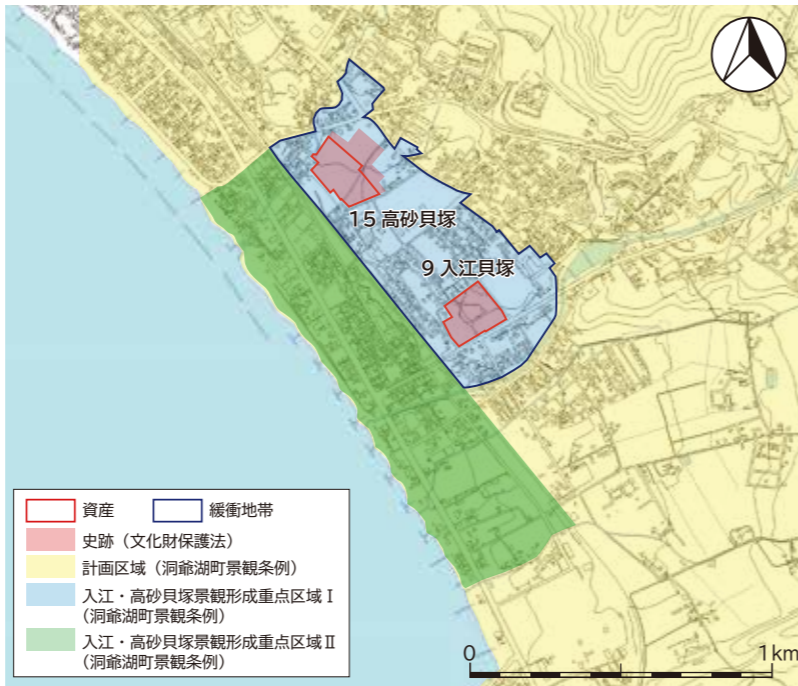
所在地／青森県弘前市大森
種別／史跡(2012年指定)
資産面積／8.5ha
所有者／弘前市、法人
管理者／弘前市

緩衝地帯面積／115.3ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、弘前市景観条例(景観形成重点地区)、土砂災害防止法、砂利採取法、森林法、弘前市法定外公共物管理条例、農地法、農業振興地域の整備に関する法律



15 史跡 ^{いりえ たかさご} 入江・高砂貝塚(高砂貝塚) 紀元前1,000年頃

内浦湾をのぞむ低地に立地する貝塚を伴う共同墓地。墓域からは、抜歯の痕跡のある人骨や胎児骨を伴う妊産婦の人骨のほか、土偶や土製品などが出土し、当時の葬送や精神文化を伝える遺跡です。



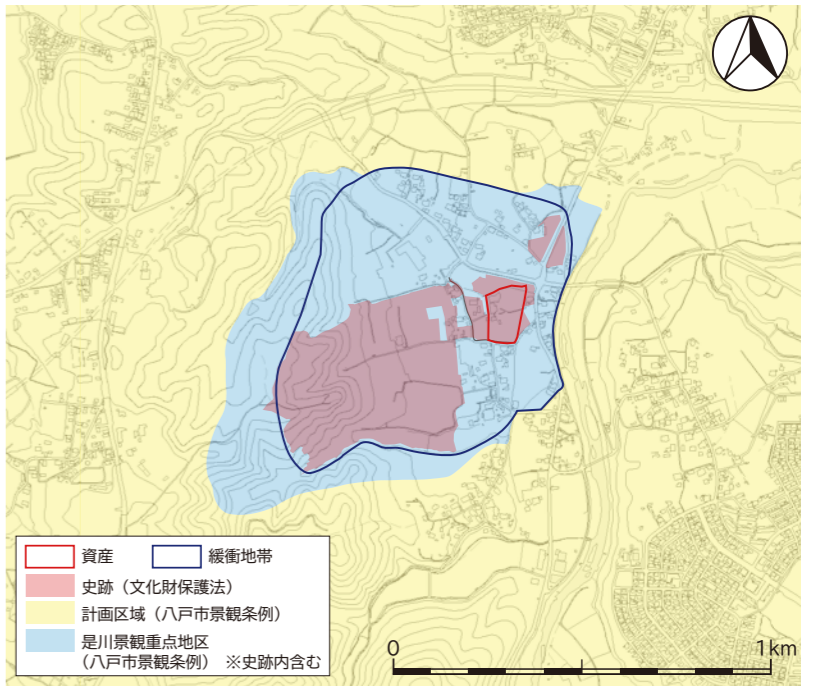
所在地／北海道虻田郡洞爺湖町高砂町
種別／史跡(2002年指定)
資産面積／2.8ha
所有者／洞爺湖町
管理者／洞爺湖町

緩衝地帯面積／34.0ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、洞爺湖町景観条例(入江・高砂貝塚景観形成重点区域Ⅰ)、都市計画法、砂利採取法、洞爺湖町普通河川管理条例、農地法、道路法、北海道自然環境等保全条例



17 史跡 ^{これかわ} 是川石器時代遺跡 紀元前1,000年頃～紀元前400年頃

中居、一王寺、堀田の3つの遺跡の総称。なかでも、中居遺跡は多様な施設を伴う集落です。土器・土偶、弓やヤスなどの木製品、漆塗りの櫛などの漆製品が出土し、河川流域における生業や高度な精神性を伝える遺跡です。



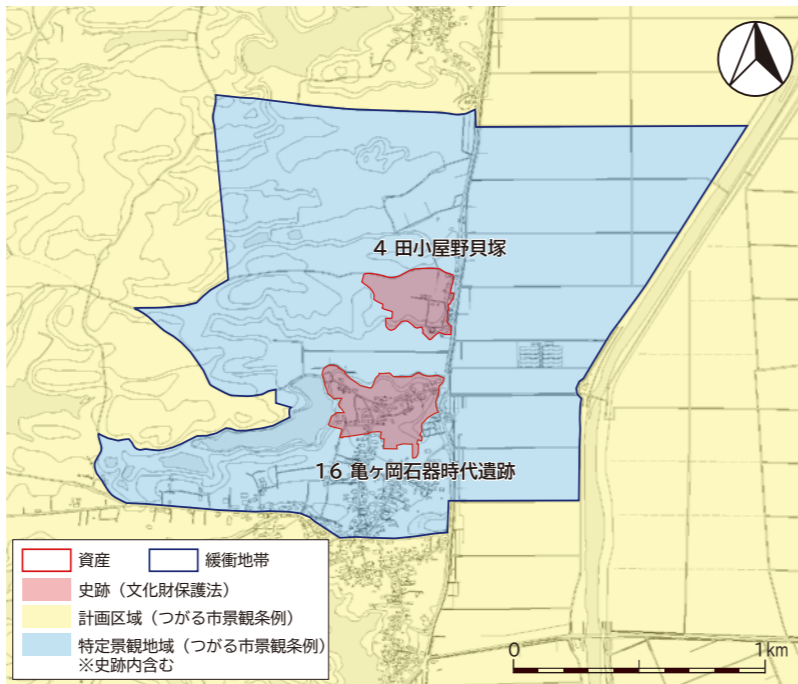
所在地／青森県八戸市大字是川字中居、長田沢
種別／史跡(1957年指定)
資産面積／1.3ha
所有者／八戸市
管理者／八戸市

緩衝地帯面積／48.4ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、八戸市景観条例(是川景観重点地区)、都市計画法、砂利採取法、森林法、河川法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、道路法、墓地埋葬法



16 史跡 ^{かめがおか} 亀ヶ岡石器時代遺跡 紀元前1,000年頃～紀元前400年頃

海進期に形成された古十三湖に面した大規模な共同墓地。台地上に多数の墓が構築され、その周囲の低湿地からは芸術性豊かな大型遮光器土偶をはじめ、漆塗り土器や漆器などが多数出土し、精緻で複雑な精神性を示す遺跡です。



所在地／青森県つがる市木造館岡沢根、亀ヶ岡亀山、亀ヶ岡近江野沢
種別／史跡(1944年指定)
資産面積／10.1ha
所有者／国、青森県、つがる市、個人
管理者／つがる市

緩衝地帯面積／261.5ha
緩衝地帯の法規制／文化財保護法、つがる市景観条例(特定景観地域)、砂利採取法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法



関連資産 史跡 ^{ちょうしちやち} 長七谷地貝塚 紀元前6,000年頃

海進期に形成された貝塚を中心とした集落遺跡。貝塚からは、暖かい場所に棲息するハマグリをはじめ、多量の貝殻や魚骨、動物の角や骨を加工した釣針や鈎頭などが出土し、活発に漁労が行われていたことを伝えます。



所在地／青森県八戸市桔梗野
種別／史跡(1981年指定)
所有者／八戸市
管理者／八戸市



史跡 ^{わしのき} 鷺ノ木遺跡 紀元前2,000年頃

北海道最大規模の環状列石を伴う祭祀遺跡。環状列石は、楕円形の配石を中心とし、その外側に円環状の列石が二重に巡り、直径約37mのほぼ円形です。その周辺に竪穴墓域などもあり、当時の精神文化を伝えます。



所在地／北海道森町
種別／史跡(2006年指定)
所有者／森町、法人
管理者／森町



公開・活用の推進

たくさんの人に価値を理解してもらおうことが、縄文遺跡群を守ることに繋がるんだね!



縄文遺跡群を未来へ伝えていくため、3つの方針に基づいて公開・活用を推進しています。

方針1

構成資産の一体性や特性を踏まえた顕著な普遍的価値の総合的な発信

方針2

国内外からの来訪者受入体制の整備

方針3

地域住民・民間団体等との連携・協働による公開・活用の持続的な推進



価値を伝える解説板

縄文遺跡群の一体性を示すため、すべての構成資産に縄文遺跡群の価値や構成資産の役割を伝える統一デザインの解説板を設置しています。



竪穴建物の立体表示

来訪者が構成資産の価値や内容を理解できるよう、地下遺構を確実に保全した上で、竪穴建物等を原寸大で示したり、クリやクルミなどの落葉広葉樹を植栽するなど、様々な手法を用いて当時の景観を表現する整備を実施しています。



ホームページによる情報発信

公式ホームページ (<https://jomon-japan.jp/>) を開設し、縄文遺跡群の価値や内容、各構成資産へのアクセスやガイド施設情報等について、多言語(日本語・英語・中国語・韓国語)で発信しています。



来訪者に遺跡の価値を伝えるガイド

各構成資産では、地元住民を基礎とした民間団体が設置され、縄文遺跡群の価値を伝えるガイドとして活動しています。

経過観察の実施

価値を損なわないように、しっかりと観察していくことが大切なんだね!



関係地方公共団体では、縄文遺跡群の価値をしっかりと守り、伝えるため、適切な指標を定めて継続的に経過観察(モニタリング)を実施しています。これらについて注意深く観察し、負の影響が確認または発生しそうな場合には、すみやかに対応していくことにしています。

各年度の経過観察結果は、年次報告書としてまとめ、公式ホームページで公開しています。なお、資産及びその周辺の保全状況については、おおむね6年に一度、世界遺産委員会に定期報告を行い、審査を受けることが定められています。

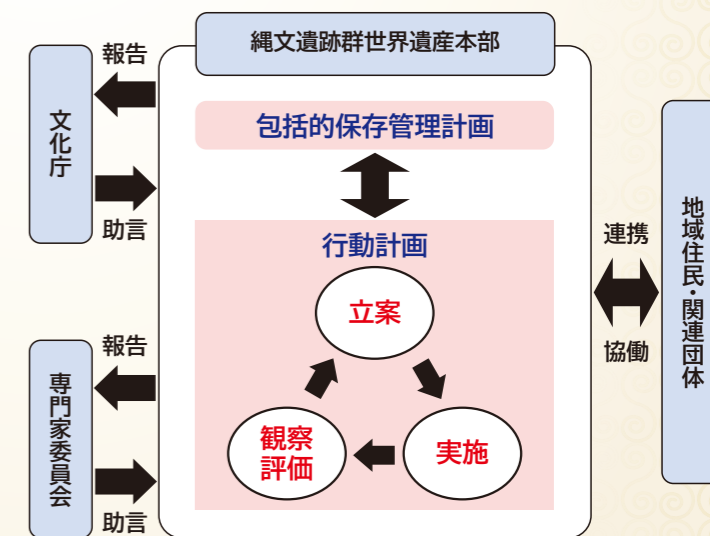
経過観察の項目・指標

項目	観察指標
資産の保全状況と保護・管理	縄文遺跡群世界遺産本部等の開催数/構成資産における現状変更・き損件数/遺産影響評価の実施件数/構成資産の公有地化率/遺構の状況/気温・湿度・降水量の経年変化/地下水位/植生の状況/災害後の被害状況把握/構成資産の保存活用協議会等の開催数/資産の調査研究/関連文化財の調査研究/調査研究体制の充実/不適格工作物の撤去等の状況
開発圧力	公共事業の発注件数/民間の開発行為件数/景観条例に基づく届出件数/遺産影響評価の実施件数/構成資産の内外からみた眺望の観測
環境変化	大気汚染に係る環境基準達成状況/植生の状況
自然災害	災害発生情報の観測/災害後の被害状況把握
観光圧力	来訪者数/自動車数/便益施設等の設置状況
顕著な普遍的価値の伝達	資産に関する研修会等への参加者数/ガイダンス施設の設置状況/パンフレットやホームページによる情報提供
地域住民、民間団体の活動	資産に関する地域住民・民間団体の活動回数

包括的保存管理計画の実施

関係地方公共団体では、縄文遺跡群の保全と両立した公開・活用を実現するため、必要な施策の方向性や具体的な取組内容を示した『北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画』(2019年12月20日)を策定し、資産の保存・管理及び公開・活用を実施しています。

行動計画の進捗状況等については、おおむね5年ごとに評価し、事業の実績や社会情勢の変化等を踏まえ、計画を見直すこととしています。



包括的保存管理計画の実施プロセス